

新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）

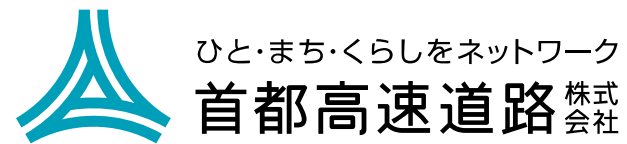
旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）

改訂理由

改訂内容

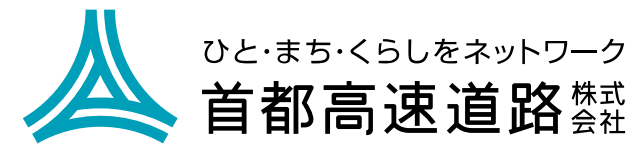
## 道路清掃業務共通仕様書

2021年7月



## 道路清掃業務共通仕様書

2019年4月



新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1.1.1 適用..... 6</p> <p>1.1.2 用語の定義..... 6</p> <p>1.1.3 契約図書の解釈..... 9</p> <p>1.1.4 計量単位..... 9</p> <p>1.1.5 日数の解釈..... 9</p> <p>1.1.6 遵守すべき法令等..... 9</p> <p>1.1.7 書類の提出..... 12</p> <p>1.1.8 受注者相互の協力..... 12</p> <p>1.1.9 関係官公署等への手続き等..... 13</p> <p>1.1.10 資料作成作業の協力..... 13</p> <p>1.1.11 一括委任又は一括下請負の禁止..... 13</p> <p>1.1.12 受任者又は下請負人の通知..... 14</p> <p>1.1.13 清掃業務の下請負..... 14</p> <p>1.1.14 施工体制台帳等..... 14</p> <p>1.1.15 監督職員の権限及びその行使..... 15</p> <p>1.1.16 現場代理人等..... 17</p> <p>1.1.17 作業責任者..... 18</p> <p>1.1.18 施工指示書..... 18</p> <p>1.1.19 履行報告..... 18</p> <p>1.1.20 作業日及び時間帯..... 18</p> <p>1.1.21 補修基地の使用..... 18</p> <p>1.1.22 受注者が確保すべき用地等..... 19</p> <p>1.1.23 条件変更等の処理..... 19</p> <p>1.1.24 受注者の異議申立書の提出..... 19</p> <p>1.1.25 清掃業務の中止..... 19</p> <p>1.1.26 清掃業務の終了..... 20</p> <p>1.1.27 清掃業務のしゅん功..... 20</p> <p>1.1.28 評定..... 21</p> <p>1.1.29 保険の付保及び事故の補償..... 21</p> <p>1.1.30 建築限界の確保..... 21</p> <p>1.1.31 工事内容等の公表..... 22</p> <p><u>1.1.32 守秘義務..... 22</u></p> <p>1.1.33 しゅん功図書..... 22</p> <p>1.1.34 建設副産物..... 22</p> <p>1.1.35 過積載等の防止..... 23</p> <p>1.1.36 特許権等..... 24</p> <p>1.1.37 工事関係者に対する措置請求..... 24</p> <p>1.1.38 臨機の措置..... 24</p> <p>1.1.39 用紙の仕様..... 25</p> <p>第2節 照査</p> <p>1.2.1 設計図書等の照査..... 26</p> <p>第3節 清掃業務管理</p> <p>1.3.1 一般..... 27</p> <p>1.3.2 年間実施工程表..... 27</p> <p>1.3.3 清掃作業計画書..... 27</p> <p>1.3.4 清掃作業方法の承諾..... 28</p> <p>1.3.5 清掃作業..... 28</p> <p>1.3.6 ETC業務用カードの貸与..... 28</p> <p>1.3.7 現場社内検査..... 29</p> <p>1.3.8 作業日報..... 29</p> <p>1.3.9 清掃実施報告書..... 29</p> <p>1.3.10 作業用機械の選定等..... 29</p> <p>1.3.11 環境保全..... 30</p> <p>1.3.12 支障物件の処理..... 32</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1.1.1 適用..... 6</p> <p>1.1.2 用語の定義..... 6</p> <p>1.1.3 契約図書の解釈..... 9</p> <p>1.1.4 計量単位..... 9</p> <p>1.1.5 日数の解釈..... 9</p> <p>1.1.6 遵守すべき法令等..... 9</p> <p>1.1.7 書類の提出..... 12</p> <p>1.1.8 受注者相互の協力..... 12</p> <p>1.1.9 関係官公署等への手続き等..... 12</p> <p>1.1.10 資料作成作業の協力..... 13</p> <p>1.1.11 一括委任又は一括下請負の禁止..... 13</p> <p>1.1.12 受任者又は下請負人の通知..... 14</p> <p>1.1.13 清掃業務の下請負..... 14</p> <p>1.1.14 施工体制台帳等..... 14</p> <p>1.1.15 監督職員の権限及びその行使..... 15</p> <p>1.1.16 現場代理人等..... 17</p> <p>1.1.17 作業責任者..... 18</p> <p>1.1.18 施工指示書..... 18</p> <p>1.1.19 履行報告..... 18</p> <p>1.1.20 作業日及び時間帯..... 18</p> <p>1.1.21 補修基地の使用..... 18</p> <p>1.1.22 受注者が確保すべき用地等..... 19</p> <p>1.1.23 条件変更等の処理..... 19</p> <p>1.1.24 受注者の異議申立書の提出..... 19</p> <p>1.1.25 清掃業務の中止..... 19</p> <p>1.1.26 清掃業務の終了..... 20</p> <p>1.1.27 清掃業務のしゅん功..... 20</p> <p>1.1.28 評定..... 21</p> <p>1.1.29 保険の付保及び事故の補償..... 21</p> <p>1.1.30 建築限界の確保..... 21</p> <p>1.1.31 工事内容等の公表..... 22</p> <p>1.1.32 しゅん功図書..... 22</p> <p>1.1.33 建設副産物..... 22</p> <p>1.1.34 過積載等の防止..... 22</p> <p>1.1.35 特許権等..... 23</p> <p>1.1.36 工事関係者に対する措置請求..... 24</p> <p>1.1.37 臨機の措置..... 24</p> <p>1.1.38 用紙の仕様..... 24</p> <p>第2節 照査</p> <p>1.2.1 設計図書等の照査..... 25</p> <p>第3節 清掃業務管理</p> <p>1.3.1 一般..... 26</p> <p>1.3.2 年間実施工程表..... 26</p> <p>1.3.3 清掃作業計画書..... 26</p> <p>1.3.4 清掃作業方法の承諾..... 27</p> <p>1.3.5 清掃作業..... 27</p> <p>1.3.6 ETC業務用カードの貸与..... 27</p> <p>1.3.7 現場社内検査..... 28</p> <p>1.3.8 作業日報..... 28</p> <p>1.3.9 清掃実施報告書..... 28</p> <p>1.3.10 作業用機械の選定等..... 28</p> <p>1.3.11 環境保全..... 29</p> <p>1.3.12 支障物件の処理..... 31</p> <p>1.3.13 支給材料及び貸与品..... 31</p>		

新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
1.3.13 支給材料及び貸与品..... 32 1.3.14 現場発生品..... 33 第4節 安全衛生管理 1.4.1 一般..... 34 1.4.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者..... 34 1.4.3 災害及び事故報告..... 36 1.4.4 清掃業務現場..... 36 1.4.5 爆発及び火災の防止..... 37 1.4.6 防災対策..... 37 1.4.7 地震防災及び震災対策..... 37 1.4.8 仮設備の管理..... 38 1.4.9 交通安全管理..... 38 1.4.10 安全・訓練等の実施..... 39 1.4.11 交通事故発生時等の協力業務..... 40 第5節 監督職員が行う検査 1.5.1 一般..... 41 1.5.2 検査..... 41 1.5.3 検査又は立会の時間..... 41 1.5.4 検査に必要な費用..... 41 1.5.5 立会の省略..... 41 第6節 検査員等が行う検査 1.6.1 一般..... 42 1.6.2 しゅん功検査..... 42	1.3.14 現場発生品..... 32 第4節 安全衛生管理 1.4.1 一般..... 33 1.4.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者..... 33 1.4.3 災害及び事故報告..... 35 1.4.4 清掃業務現場..... 35 1.4.5 爆発及び火災の防止..... 36 1.4.6 防災対策..... 36 1.4.7 地震防災及び震災対策..... 36 1.4.8 仮設備の管理..... 37 1.4.9 交通安全管理..... 37 1.4.10 安全・訓練等の実施..... 38 1.4.11 交通事故発生時等の協力業務..... 39 第5節 監督職員が行う検査 1.5.1 一般..... 40 1.5.2 検査..... 40 1.5.3 検査又は立会の時間..... 40 1.5.4 検査に必要な費用..... 40 1.5.5 立会の省略..... 40 第6節 検査員等が行う検査 1.6.1 一般..... 41 1.6.2 しゅん功検査..... 41		
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>		<b>変更</b>
			(略)
24 <b>連絡</b> 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、 <b>清掃</b> 契約書第 13 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日 <b>書面</b> による連絡内容の伝達は不要とする。	24 <b>連絡</b> 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 <del>18</del> 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの <b>署名または押印が不要な手段</b> により互いに知らせることをいう。なお、後日 <b>書面</b> による連絡内容の伝達は不要とする。	・文言の修正（国交省準拠）	<b>変更</b>
25 <b>書面</b> <b>書面とは</b> 、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて <b>提出</b> することが可能と明記した書類については、電子データが <b>書面</b> に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な <b>書面</b> と差し替えるものとする。	25 <b>書面</b> 手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて <b>提出</b> することが可能と明記した書類については、電子データが <b>書面</b> に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な <b>書面</b> と差し替えるものとする。	・記述の整理	<b>追加</b>
			(略)

<p><b>1.1.6 遵守すべき法令等</b></p> <p>1 受注者は、当該清掃業務に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 会計法（<a href="#">令和元年 5 月改正 法律第 16 号</a>）  (2) 建設業法（<a href="#">令和元年 6 月改正 法律第 37 号</a>）  (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）  (4) 労働基準法（<a href="#">令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号</a>）  (5) 労働安全衛生法（<a href="#">令和元年 6 月改正 法律第 37 号</a>）  (6) 作業環境測定法（<a href="#">令和元年 6 月改正 法律第 37 号</a>）  (7) じん肺法（平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号）  (8) 雇用保険法（<a href="#">令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号</a>）  (9) 労働者災害補償保険法（<a href="#">令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号</a>）  (10) 健康保険法（<a href="#">令和 2 年 3 月改正 法律第 8 号</a>）  (11) 中小企業退職金共済法（<a href="#">令和元年 5 月改正 法律第 16 号</a>）  (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（<a href="#">令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号</a>）  (13) 出入国管理及び難民認定法（<a href="#">令和元年 12 月改正 法律第 63 号</a>）  (14) 道路法（<a href="#">令和 2 年 5 月改正 法律第 31 号</a>）  (15) 道路交通法（<a href="#">令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号</a>）  (16) 道路運送法（<a href="#">令和 2 年 6 月改正 法律第 36 号</a>）  (17) 道路運送車両法（<a href="#">令和元年 6 月改正 法律第 37 号</a>）  (18) 砂防法（平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号）  (19) 地すべり等防止法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）  (20) 河川法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）  (21) 海岸法（平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）  (22) 港湾法（<a href="#">令和元年 12 月改正 法律第 68 号</a>）  (23) 港則法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号）  (24) 漁港漁場整備法（平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）  (25) 下水道法（平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号）  (26) 航空法（<a href="#">令和 2 年 6 月改正 法律第 61 号</a>）  (27) 公有水面埋立法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号）  (28) 軌道法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）  (29) 森林法（<a href="#">令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号</a>）  (30) 環境基本法（平成 30 年 6 月改正 法律第 50 号）  (31) 火薬類取締法（<a href="#">令和元年 6 月改正 法律第 37 号</a>）  (32) 大気汚染防止法（<a href="#">令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号</a>）  (33) 騒音規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）  (34) 水質汚濁防止法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）  (35) 湖沼水質保全特別措置法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）  (36) 振動規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）  (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（<a href="#">令和元年 6 月改正 法律第 37 号</a>）  (38) 文化財保護法（<a href="#">令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号</a>）  (39) 砂利採取法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）  (40) 電気事業法（<a href="#">令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号</a>）  (41) 消防法（平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号）  (42) 測量法（<a href="#">令和元年 6 月改正 法律第 37 号</a>）  (43) 建築基準法（<a href="#">令和 2 年 6 月改正 法律第 43 号</a>）  (44) 都市公園法（平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）  (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号）  (46) 土壌汚染対策法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）  (47) 駐車場法（平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）  (48) 海上交通安全法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号）  (49) 海上衝突予防法（平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号）  (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（<a href="#">令和元年 5 月改正 法律第 18 号</a>）  (51) 船員法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）  (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）  (53) 船舶安全法（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）</p>	<p><b>1.1.6 遵守すべき法令等</b></p> <p>1 受注者は、当該清掃業務に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 会計法（<del>平成 18 年 6 月改正 法律第 53 号</del>）  (2) 建設業法（<del>平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号</del>）  (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）  (4) 労働基準法（<del>平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号</del>）  (5) 労働安全衛生法（<del>平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号</del>）  (6) 作業環境測定法（<del>平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号</del>）  (7) じん肺法（平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号）  (8) 雇用保険法（<del>平成 28 年 6 月改正 法律第 63 号</del>）  (9) 労働者災害補償保険法（<del>平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号</del>）  (10) 健康保険法（<del>平成 30 年 7 月改正 法律第 79 号</del>）  (11) 中小企業退職金共済法（<del>平成 28 年 6 月改正 法律第 66 号</del>）  (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（<del>平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号</del>）  (13) 出入国管理及び難民認定法（<del>平成 28 年 1 月改正 法律第 89 号</del>）  (14) 道路法（<del>平成 30 年 3 月改正 法律第 6 号</del>）  (15) 道路交通法（<del>平成 29 年 6 月改正 法律第 52 号</del>）  (16) 道路運送法（<del>平成 28 年 12 月改正 法律第 106 号</del>）  (17) 道路運送車両法（<del>平成 29 年 5 月改正 法律第 40 号</del>）  (18) 砂防法（平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号）  (19) 地すべり等防止法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）  (20) 河川法（平成 29 年 5 月改正 法律第 31 号）  (21) 海岸法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）  (22) 港湾法（<del>平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号</del>）  (23) 港則法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号）  (24) 漁港漁場整備法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）  (25) 下水道法（平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号）  (26) 航空法（<del>平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号</del>）  (27) 公有水面埋立法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号）  (28) 軌道法（平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号）  (29) 森林法（<del>平成 30 年 6 月改正 法律第 35 号</del>）  (30) 環境基本法（平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号）  (31) 火薬類取締法（<del>平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号</del>）  (32) 大気汚染防止法（<del>平成 27 年 6 月改正 法律第 41 号</del>）  (33) 騒音規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）  (34) 水質汚濁防止法（平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号）  (35) 湖沼水質保全特別措置法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）  (36) 振動規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）  (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（<del>平成 29 年 6 月改正 法律第 61 号</del>）  (38) 文化財保護法（<del>平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号</del>）  (39) 砂利採取法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）  (40) 電気事業法（<del>平成 28 年 6 月改正 法律第 59 号</del>）  (41) 消防法（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号）  (42) 測量法（<del>平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号</del>）  (43) 建築基準法（<del>平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号</del>）  (44) 都市公園法（平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）  (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号）  (46) 土壌汚染対策法（平成 29 年 5 月改正 法律第 33 号）  (47) 駐車場法（平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）  (48) 海上交通安全法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号）  (49) 海上衝突予防法（平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号）  (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（<del>平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号</del>）  (51) 船員法（平成 29 年 4 月改正 法律第 21 号）  (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）  (53) 船舶安全法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）  (54) 自然環境保全法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p>	<p>・法令等の改正反映</p> <p><a href="#">変更</a></p>
---	---	--

新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>(54) 自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）  (55) 自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）  (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）  (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）  (58) 河川法施行法 抄（平成11年12月改正 法律第160号）  (59) 技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）  (60) 漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）  (61) 空港法（令和元年6月改正 法律第37号）  (62) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号）  (63) 厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）  (64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）  (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）  (66) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）  (67) 職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）  (68) 所得税法（令和2年3月改正 法律第8号）  (69) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第89号）  (70) 船員保険法（令和2年3月改正 法律第14号）  (71) 著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）  (72) 電波法（令和2年4月改正 法律第23号）  (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）  (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）  (75) 農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）  (76) 毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）  (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月法律第41号）  (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）  (79) 警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）  (80) 個人情報の保護に関する法律（令和2年6月改正 法律第44号）  (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月改正 法律第42号）  (82) 車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）  (83) 道路交通法施行令（令和2年11月改正 政令第323号）</p>	<p>(55) 自然公園法（平成26年6月改正 法律第69号）  (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）  (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）  (58) 河川法施行法 抄（平成11年12月改正 法律第160号）  (59) 技術士法（平成26年6月改正 法律第69号）  (60) 漁業法（平成30年7月改正 法律第75号）  (61) 空港法（平成25年11月改正 法律第76号）  (62) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号）  (63) 厚生年金保険法（平成28年12月改正 法律第114号）  (64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）  (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）  (66) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）  (67) 職業安定法（平成29年3月改正 法律第14号）  (68) 所得税法（平成30年1月改正 法律第7号）  (69) 水産資源保護法（平成27年9月改正 法律第70号）  (70) 船員保険法（平成29年6月改正 法律第52号）  (71) 著作権法（平成30年7月改正 法律第70号）  (72) 電波法（平成30年12月改正 法律第102号）  (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成27年6月改正 法律第40号）  (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成29年3月改正 法律第14号）  (75) 農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）  (76) 毒物及び劇物取締法（平成27年6月改正 法律第50号）  (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月法律第41号）  (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月法律第56号）  (79) 警備業法（平成23年6月改正 法律第61号）  (80) 個人情報の保護に関する法律（平成28年5月改正 法律第51号）  (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年5月改正 法律第32号）  (82) 車両制限令（平成26年5月改正—政令第187号）  (83) 道路交通法施行令（平成30年1月改正 政令第1号）</p>		
<p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにならなければならない。  3 受注者は、当該清掃業務の<b>設計図書</b>及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に<b>通知</b>し、その<b>確認を請求</b>しなければならない。  4 <b>設計図書</b>に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の<b>協議</b>により決定しなければならない。</p>	<p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにならなければならない。  3 受注者は、当該清掃業務の<b>設計図書</b>及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に<b>通知</b>し、その<b>確認を請求</b>しなければならない。  4 <b>設計図書</b>に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の<b>協議</b>により決定しなければならない。</p>		

新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.1.7 書類の提出</b></p> <p>1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用マニユアル」に基づいて、<b>提出</b>しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の<b>指示</b>する様式によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、書類を<b>提出</b>するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、<b>提出</b>しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に<b>提出</b>するものとする。ただし、電子データを電子メールにて<b>提出</b>することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。</p> <p>(1) 請負代金額に係る書類  (2) 請負代金代理受領承諾書  (3) 遅延利息請求書  (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類  (5) その他現場説明の際に指定した書類</p>	<p><b>1.1.7 書類の提出</b></p> <p>1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて、<b>提出</b>しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の<b>指示</b>する様式によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、書類を<b>提出</b>するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、<b>提出</b>しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に<b>提出</b>するものとする。ただし、電子データを電子メールにて<b>提出</b>することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。</p> <p>(1) 請負代金額に係る書類  (2) 請負代金代理受領承諾書  (3) 遅延利息請求書  (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類  (5) その他現場説明の際に指定した書類</p>	<p>・諸基準類の改訂反映</p>	<p><b>変更</b></p>
<p><b>1.1.8 受注者相互の協力</b></p> <p>1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により清掃業務を安全かつ速やかに完成しなければならない。</p> <p>2 受注者は、清掃契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市町村又はその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>	<p><b>1.1.8 受注者相互の協力</b></p> <p>1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により清掃業務を安全かつ速やかに完成しなければならない。</p> <p>2 受注者は、清掃契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注<b>業者</b>と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市町村又はその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>		
			(略)

新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.1.13 清掃業務の下請負</b>  受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。  (1)受注者が、清掃業務の履行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。  (2)下請負者が当社の競争参加資格を持つ者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。  (3)下請負者は、当該下請負清掃業務の施工能力を有すること。<u>なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</u></p>	<p><b>1.1.13 清掃業務の下請負</b>  受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。  <del>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</del>  (1)受注者が、清掃業務の履行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。  (2)下請負者が当社の競争参加資格を持つ者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。  (3)下請負者は、当該下請負清掃業務の施工能力を有すること。</p>	<p>・文言の修正（国交省準拠）</p>	<p><u>変更</u></p>
<p><b>1.1.14 施工体制台帳等</b>  1 受注者は、清掃業務を履行するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、補修基地に備えるとともに、施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。  <u>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</u>  2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。  (1)建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項  (2)安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名  (3)一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期  3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、清掃業務関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。  4 第1項の受注者は、清掃業務総括責任者に、現場(補修基地を含む。)において、業務名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。</p> <div data-bbox="528 1087 923 1285" data-label="Image"> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。  [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p>図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。</p>	<p><b>1.1.14 施工体制台帳等</b>  1 受注者は、清掃業務を履行するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、補修基地に備えるとともに、施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。  2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。  (1)建設業法第24条の7第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項  (2)安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名  (3)一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期  3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、清掃業務関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。  4 第1項の受注者は、清掃業務総括責任者に、現場(補修基地を含む。)において、業務名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。</p> <div data-bbox="1745 1054 2139 1251" data-label="Image"> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。  [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p>図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。</p>	<p>・法令等の改正反映</p>	<p><u>変更</u></p>

<p><b>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</b></p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1)総括監督員は、清掃契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2)総括監督員は、決定、<b>指示</b>又は<b>協議</b>において、発注者の判断を行う者である。</p> <p>(3)総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を<b>通知</b>するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4)総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 清掃契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の<b>通知の請求</b></p> <p>ハ 清掃契約書第8条第1項の規定に基づく<b>通知</b>の受理</p> <p>ニ 清掃契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ホ 清掃契約書第11条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づく貸与品の取扱い</p> <p>ヘ 清掃契約書第12条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>ト 清掃契約書第12条第5項の規定に基づく受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 清掃契約書第13条第3項の規定に基づく調査結果の<b>通知</b></p> <p>リ 清掃契約書第15条の規定に基づく補修工事の全部又は一部の施工の一時中止の<b>通知</b></p> <p>ヌ 清掃契約書第20条第2項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の<b>通知</b></p> <p>2 主任監督員</p> <p>(1)総括監督員は、清掃業務の履行についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)主任監督員は、契約図書の定めるところにより、現場代理人等に<b>指示、承諾</b>又は<b>協議</b>を行うことができる。</p> <p>(3)主任監督員は、必要と認める清掃業務について、随時<b>立会</b>、又は担当監督員に命じて<b>立会</b>わせることができる。</p> <p>(4)主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 清掃契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の<b>通知の請求</b></p> <p>ハ 清掃契約書第7条第2項に掲げる権限</p> <p>ニ 清掃契約書第7条第4項に掲げる行為</p> <p>ホ 清掃契約書第7条第5項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 清掃契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ト 清掃契約書第11条第2項に掲げる検査</p> <p>チ 清掃契約書第13条第2項に掲げる調査</p> <p>リ 清掃契約書第21条第1項、第2項及び第3項に掲げる権限</p> <p>3 担当監督員</p> <p>(1)総括監督員は、清掃業務の履行についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)担当監督員は、主任監督員の<b>指示</b>に基づき行う契約図書に定める検査及び<b>立会(確認を含む)</b>を行うことができる。</p> <p>(3)担当監督員は、清掃業務現場において、清掃業務履行方法等について必要な<b>指示</b>を行うことができる。</p> <p>(4)担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の<b>指示</b>に基づき行うものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第7条第2項第2号に掲げる権限</p> <p>ロ その他主任監督員が必要と認める事項</p> <p>4 施行管理員</p> <p>総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p> <p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊</p>	<p><b>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</b></p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1)総括監督員は、清掃契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2)総括監督員は、決定、<b>指示</b>又は<b>協議</b>において、発注者の判断を行う者である。</p> <p>(3)総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を<b>通知</b>するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4)総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 清掃契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の<b>通知の請求</b></p> <p>ハ 清掃契約書第8条第1項の規定に基づく<b>通知</b>の受理</p> <p>ニ 清掃契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ホ 清掃契約書第11条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づく貸与品の取扱い</p> <p>ヘ 清掃契約書第12条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>ト 清掃契約書第12条第5項の規定に基づく受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 清掃契約書第13条第3項の規定に基づく調査結果の<b>通知</b></p> <p>リ 清掃契約書第15条の規定に基づく補修工事の全部又は一部の施工の一時中止の<b>通知</b></p> <p>ヌ 清掃契約書第16条第2項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の<b>通知</b></p> <p><del>ル</del> <del>清掃契約書第27条第1項の規定に基づく破壊検査</del></p> <p>2 主任監督員</p> <p>(1)総括監督員は、清掃業務の履行についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)主任監督員は、契約図書の定めるところにより、現場代理人等に<b>指示、承諾</b>又は<b>協議</b>を行うことができる。</p> <p>(3)主任監督員は、必要と認める清掃業務について、随時<b>立会</b>、又は担当監督員に命じて<b>立会</b>させることができる。</p> <p>(4)主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 清掃契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の<b>通知の請求</b></p> <p>ハ 清掃契約書第7条第2項に掲げる権限</p> <p>ニ 清掃契約書第7条第4項に掲げる行為</p> <p>ホ 清掃契約書第7条第5項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 清掃契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ト 清掃契約書第11条第2項に掲げる検査</p> <p>チ 清掃契約書第13条第2項に掲げる調査</p> <p>リ 清掃契約書第17条第1項、第2項及び第3項に掲げる権限</p> <p>3 担当監督員</p> <p>(1)総括監督員は、清掃業務の履行についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)担当監督員は、主任監督員の<b>指示</b>に基づき行う契約図書に定める検査及び<b>立会(確認を含む)</b>を行うことができる。</p> <p>(3)担当監督員は、清掃業務現場において、清掃業務履行方法等について必要な<b>指示</b>を行うことができる。</p> <p>(4)担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の<b>指示</b>に基づき行うものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第7条第2項第2号に掲げる権限</p> <p>ロ その他主任監督員が必要と認める事項</p> <p>4 施行管理員</p> <p>総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p>	<p>・契約書の改正反映</p> <p>・記述の整理</p> <p><b>変更</b></p>
---	---	---



新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による<b>指示</b>又は<b>承諾</b>を行ったときは、受注者は、当該<b>指示</b>又は<b>承諾</b>に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による<b>指示</b>又は<b>承諾</b>は、当該<b>指示</b>又は<b>承諾</b>の日から7日以内に、工事打合せ簿により、監督職員と受注者の間において<b>確認</b>されなければならない。</p>	<p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による<b>指示</b>又は<b>承諾</b>を行ったときは、受注者は、当該<b>指示</b>又は<b>承諾</b>に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による<b>指示</b>又は<b>承諾</b>は、当該<b>指示</b>又は<b>承諾</b>の日から7日以内に、工事打合せ簿により、監督職員と受注者の間において<b>確認</b>されなければならない。</p>		
			(略)

新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.1.26 清掃業務の終了</b></p> <p>1 受注者は、清掃業務が終了したときは、清掃契約書 <b>23</b> 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 清掃業務の終了日とは清掃業務が終了した日を行い、清掃業務の終了とは次に掲げる事項の終了をいう。</p> <p>(1) <b>施工指示書</b>により<b>指示</b>された清掃業務が終了していること。</p> <p>(2) 清掃契約書第 <b>23</b> 条第 4 項に基づく修補が終了していること。</p> <p>(3) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、<b>設計図書</b>に次に掲げる書類等の<b>提出</b>方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 清掃契約書(写し)及び道路清掃業務請負現場説明書(写し)</p> <p>ロ 契約単価表(写し)</p> <p>ハ <b>施工指示書</b>(写し)</p> <p>ニ 維持補修工事書</p> <p>ホ 維持補修工事完成届</p> <p>ヘ 清掃作業計画書</p> <p>ト 年間実施工程表</p> <p>チ 清掃実施報告書及び作業日報</p> <p>リ 工事打合せ簿</p> <p>ヌ 支給材料及び貸与品に関する書類</p> <p>ル タコグラフ</p> <p>ヲ 工事写真</p> <p><b>ワ</b> 産業廃棄物管理票及び清掃廃棄物処理実施書</p> <p><b>カ</b> その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	<p><b>1.1.26 清掃業務の終了</b></p> <p>1 受注者は、清掃業務が終了したときは、清掃契約書 <del>19</del> 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 清掃業務の終了日とは清掃業務が終了した日を行い、清掃業務の終了とは次に掲げる事項の終了をいう。</p> <p>(1) <b>施工指示書</b>により<b>指示</b>された清掃業務が終了していること。</p> <p>(2) 清掃契約書第 <del>19</del> 条第 4 項に基づく修補が終了していること。</p> <p>(3) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、<b>設計図書</b>に次に掲げる書類等の<b>提出</b>方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 清掃契約書(写し)及び道路清掃業務請負現場説明書(写し)</p> <p>ロ 契約単価表(写し)</p> <p>ハ <b>施工指示書</b>(写し)</p> <p>ニ 維持補修工事書</p> <p>ホ 維持補修工事完成届</p> <p>ヘ 清掃作業計画書</p> <p>ト 年間実施工程表</p> <p>チ 清掃実施報告書及び作業日報</p> <p>リ 工事打合せ簿</p> <p>ヌ 支給材料及び貸与品に関する書類</p> <p>ル タコグラフ</p> <p>ヲ <del>工事写真</del></p> <p><b>ワ</b> 産業廃棄物管理票及び清掃廃棄物処理実施書</p> <p><b>カ</b> その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	<p>・一般工事と同様、現場検査カードの廃止</p>	<p><b>変更</b></p>
<p><b>1.1.27 清掃業務のしゅん功</b></p> <p>清掃業務のしゅん功日とは<b>施工指示書</b>により<b>指示</b>された全ての清掃業務が終了した日を行い、清掃業務のしゅん功とは、次に掲げる事項の完了をいう。</p> <p>(1) <b>施工指示書</b>により<b>指示</b>された全ての清掃業務が終了していること。</p> <p>(2) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、<b>設計図書</b>に次に掲げる書類等の<b>提出</b>方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 清掃契約書(写し)及び道路清掃業務請負現場説明書(写し)</p> <p>ロ 契約単価表(写し)</p> <p>ハ <b>施工指示書</b>(写し)</p> <p>ニ 維持補修工事書</p> <p>ホ 維持補修工事完成届</p> <p>ヘ 清掃作業計画書</p> <p>ト 年間実施工程表</p> <p>チ 清掃実施報告書及び作業日報</p> <p>リ 工事打合せ簿</p> <p>ヌ 支給材料及び貸与品に関する書類</p> <p>ル タコグラフ</p> <p>ヲ 工事写真</p> <p><b>ワ</b> 産業廃棄物管理票及び清掃廃棄物処理実施書</p> <p><b>カ</b> その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	<p><b>1.1.27 清掃業務のしゅん功</b></p> <p>清掃業務のしゅん功日とは<b>施工指示書</b>により<b>指示</b>された全ての清掃業務が終了した日を行い、清掃業務のしゅん功とは、次に掲げる事項の完了をいう。</p> <p>(1) <b>施工指示書</b>により<b>指示</b>された全ての清掃業務が終了していること。</p> <p>(2) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、<b>設計図書</b>に次に掲げる書類等の<b>提出</b>方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 清掃契約書(写し)及び道路清掃業務請負現場説明書(写し)</p> <p>ロ 契約単価表(写し)</p> <p>ハ <b>施工指示書</b>(写し)</p> <p>ニ 維持補修工事書</p> <p>ホ 維持補修工事完成届</p> <p>ヘ 清掃作業計画書</p> <p>ト 年間実施工程表</p> <p>チ 清掃実施報告書及び作業日報</p> <p>リ 工事打合せ簿</p> <p>ヌ 支給材料及び貸与品に関する書類</p> <p>ル タコグラフ</p> <p>ヲ <del>工事写真</del></p> <p><b>ワ</b> 産業廃棄物管理票及び清掃廃棄物処理実施書</p> <p><b>カ</b> その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	<p>・一般工事と同様、場検査カードの廃止</p>	<p><b>変更</b></p>
			<p>(略)</p>

新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.1.32 守秘義務</b></p> <p>1 受注者は、清掃契約書第1条第3項の規定により、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、業務の実施過程で知り得た秘密には、当社から貸与した図面及びその他関係資料を含むものとする。</p> <p>2 受注者は、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密を業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>3 受注者は、<b>特記仕様書</b>に定めるもののほか、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密の漏えい、滅失、改ざん、盗用又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、速やかに発注者に<b>報告</b>し、受注者の責任において適切な措置を講じなければならない。</p> <p>5 受注者は、保有する個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密が記載又は記録された文書及び電子媒体について、契約の終了後又は解除後速やかに発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p>6 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、1.1.31第1項の<b>承諾</b>を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>7 守秘義務に係る規定は、契約の終了後又は解除後においても有効とする。</p>		<p>・貸与した図面や資料の扱いを追加</p>	<p><u>追加</u></p>
<p><b>1.1.33 しゅん功図書</b></p> <p>受注者は、清掃業務が完了したときは、<b>設計図書</b>に基づきしゅん功図書を作成し、主任監督員に<b>提出</b>しなければならない。電子納品は不要とする。</p>	<p><b>1.1.32 しゅん功図書</b></p> <p>受注者は、清掃業務が完了したときは、<b>設計図書</b>に基づきしゅん功図書を作成し、主任監督員に<b>提出</b>しなければならない。電子納品は不要とする。</p>		<p><u>変更</u></p>
<p><b>1.1.34 建設副産物</b></p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(建設事務次官通達 平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について、(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される業務の履行にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されているか<b>確認</b>しなければならない。また、監督職員が必要と認め<b>指示</b>したときは、閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、業務の履行に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.3.3で規定する清掃作業計画書に記載しなければならない。また、清掃業務終了後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>1.1.33 建設副産物</b></p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(建設事務次官通達 平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について、(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される業務の履行にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されているか<b>確認</b>しなければならない。また、監督職員が必要と認め<b>指示</b>したときは、閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、業務の履行に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.3.3で規定する清掃作業計画書に記載しなければならない。また、清掃業務終了後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を<b>提出</b>しなければならない。</p>		<p><u>変更</u></p>

新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.1.35 過積載等の防止</b></p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の業務用資材及び機械などの運搬を伴う業務の履行については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と<b>協議</b>して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、清掃作業計画書に記載しなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1)法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p>(2)積載重量制限を超過して業務用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p> <p>(3)過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(4)資材等の過積載を防止するため、資材等の購入等に当たっては、下請事業者等の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(5)さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに清掃業務現場に出入りすることのないようにすること。</p> <p>(6)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p> <p>(7)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</p> <p>(8)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(9)下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10)以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>	<p><b>1.1.34 過積載等の防止</b></p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の業務用資材及び機械などの運搬を伴う業務の履行については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と<b>協議</b>して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、清掃作業計画書に記載しなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1)法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p>(2)積載重量制限を超過して業務用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p> <p>(3)過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(4)資材等の過積載を防止するため、資材等の購入等に当たっては、下請事業者等の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(5)さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに清掃業務現場に出入りすることのないようにすること。</p> <p>(6)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p> <p>(7)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</p> <p>(8)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(9)下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10)以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>		変更
<p><b>1.1.36 特許権等</b></p> <p>1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法又は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、<b>書面</b>により監督職員に<b>報告</b>するとともに、これを保全するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と<b>協議</b>するものとする。</p> <p>3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>	<p><b>1.1.35 特許権等</b></p> <p>1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法又は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、<b>書面</b>により監督職員に<b>報告</b>するとともに、これを保全するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と<b>協議</b>するものとする。</p> <p>3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>		変更
<p><b>1.1.37 清掃業務関係者に対する措置請求</b></p> <p>1 発注者又は、現場代理人が清掃業務の履行および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した<b>書面</b>により、必要な措置をとるべきことを<b>請求</b>することができる。</p> <p>2 発注者または監督職員は、清掃業務総括責任者が清掃業務の履行および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した<b>書面</b>により、必要な措置をとるべきことを<b>請求</b>することができる。</p>	<p><b>1.1.36 清掃業務関係者に対する措置請求</b></p> <p>1 発注者又は、現場代理人が清掃業務の履行および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した<b>書面</b>により、必要な措置をとるべきことを<b>請求</b>することができる。</p> <p>2 発注者または監督職員は、清掃業務総括責任者が清掃業務の履行および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した<b>書面</b>により、必要な措置をとるべきことを<b>請求</b>することができる。</p>		変更

新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.1.38 臨機の措置</b></p> <p>1 受注者は、災害防止の等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、清掃業務の履行および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを<b>請求</b>することができる。</p>	<p><b>1.1.37 臨機の措置</b></p> <p>1 受注者は、災害防止の等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、清掃業務の履行および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを<b>請求</b>することができる。</p>		<p><u>変更</u></p>
<p><b>1.1.39 用紙の仕様</b></p> <p>受注者は、仕様書に規定された提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下、「グリーン購入法」という。)第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された用紙を使用しなければならない。</p>	<p><b>1.1.38 用紙の仕様</b></p> <p>受注者は、仕様書に規定された提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下、「グリーン購入法」という。)第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された用紙を使用しなければならない。</p>		<p><u>変更</u></p>
			<p>(略)</p>

### 1.3.11 環境保全

- 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日)、関連法令及び条例並びに**設計図書**の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び清掃業務の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、監督職員に**連絡**しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。
- 3 受注者は、清掃業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 **(令和元年5月改正 法律第18号)**」に基づき、適切な措置をとらなければならない。
- 4 受注者は、水中に清掃業務用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、清掃業務の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
- 5 受注者は、清掃業務の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と**協議**するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と**協議**するものとする。

- 6 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
- 7 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。
  - (1)東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例  
(平成12年12月22日条例第215号)
  - (2)神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例  
(平成9年10月17日条例第35号)
  - (3)埼玉県：埼玉県生活環境保全条例  
(平成13年7月17日条例第57号)
  - (4)千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される  
粒子状物質の排出の抑制に関する条例(平成14年3月26日条例第2号)
- 8 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種<sup>の調達</sup>が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**す

### 1.3.11 環境保全

- 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日)、関連法令及び条例並びに**設計図書**の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び清掃業務の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、監督職員に**連絡**しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。
- 3 受注者は、清掃業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。
- 4 受注者は、水中に清掃業務用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、清掃業務の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
- 5 受注者は、清掃業務の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と**協議**するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と**協議**するものとする。

- 6 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
- 7 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。
  - (1)東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例  
(平成12年12月22日条例第215号)
  - (2)神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例  
(平成9年10月17日条例第35号)
  - (3)埼玉県：埼玉県生活環境保全条例  
(平成13年7月17日条例第57号)
  - (4)千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される  
粒子状物質の排出の抑制に関する条例(平成14年3月26日条例第2号)
- 8 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種<sup>の調達</sup>が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**す

新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>ることができる。</p> <p>9 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達に関する法律(以下「グリーン購入法」という。))第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p>	<p>9 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(以下「グリーン購入法」という。))第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p>		

<p><b>1.4.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者</b></p> <p>1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、<a href="#">1.1.16</a>の「<b>現場代理人</b>等選定通知書」に経歴書を添えて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の「<b>現場代理人</b>等選定通知書」により<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>4 前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第11項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>5 受注者は、第1項及び第3項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1)総括安全衛生監理者 受注者から店社において清掃業務現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2)統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</p> <p>(3)元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、業務の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4)元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、業務の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1)労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2)労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3)健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4)労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5)毎月1回以上清掃業務履行現場内外を巡視して清掃業務の状況を把握し、清掃作業計画書のとおり清掃業務の履行及び安全衛生管理が行われているかどうかの<b>確認</b>をすること。</p> <p>(6)清掃業務を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を<b>指示</b>すること。</p> <p>(7)現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8)その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>8 統括安全衛生責任者は、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1)清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめたうえで監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>(2)災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を清掃業務現場周辺から退去させ、<b>報告</b>するとともに関係機関に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p>9 元方安全衛生管理者は、清掃業務現場又は補修基地に専属の者とし、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と<b>連絡</b>を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第29条に基づき実施した指導、<b>指示</b>の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が<b>請求</b>した場合は、直ちに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、この場合、代理を務める期間にあつては現場に専属の者でなければならない。</p>	<p><b>1.4.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者</b></p> <p>1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、「<b>総括安全衛生監理者</b>等選定通知書」に経歴書を添えて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の「<b>総括安全衛生管理者</b>等選定通知書」により<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>4 前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第11項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>5 受注者は、第1項及び第3項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1)総括安全衛生監理者 受注者から店社において清掃業務現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2)統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</p> <p>(3)元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、業務の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4)元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、業務の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1)労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2)労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3)健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4)労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5)毎月1回以上清掃業務履行現場内外を巡視して清掃業務の状況を把握し、清掃作業計画書のとおり清掃業務の履行及び安全衛生管理が行われているかどうかの<b>確認</b>をすること。</p> <p>(6)清掃業務を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を<b>指示</b>すること。</p> <p>(7)現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8)その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>8 統括安全衛生責任者は、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1)清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめたうえで監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>(2)災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を清掃業務現場周辺から退去させ、<b>報告</b>するとともに関係機関に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p>9 元方安全衛生管理者は、清掃業務現場又は補修基地に専属の者とし、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と<b>連絡</b>を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第29条に基づき実施した指導、<b>指示</b>の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が<b>請求</b>した場合は、直ちに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、この場合、代理を務める期間にあつては現場に専属の者でなければならない。</p>	<p>・記述の整理</p> <p><b>変更</b></p>
--	---	--------------------------------



新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事等が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し通知するものとする。</p> <p>12 受注者は、清掃業務中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事等が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し通知するものとする。</p> <p>12 受注者は、清掃業務中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>		
<p><b>1.4.5 爆発及び火災の防止</b></p> <p>1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を原則として野焼きしてはならない。</p> <p>3 受注者は、危険物および指定可燃物(以下「危険物等」という)を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、施工に先立ち「清掃作業計画書」を提出しなければならない。また、保管場所毎に危険物等チェックシートを作成し、入荷毎に監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p>	<p><b>1.4.5 爆発及び火災の防止</b></p> <p>1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。<del>ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理するものとする。</del></p> <p>3 受注者は、危険物および指定可燃物(以下「危険物等」という)を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、施工に先立ち「清掃作業計画書」を提出しなければならない。また、保管場所毎に危険物等チェックシートを作成し、入荷毎に監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p>	<p>・野焼きの原則禁止</p>	<p>(略)</p> <p><u>変更</u></p>
<p><b>1.4.6 防災対策</b></p> <p>受注者は、清掃業務の遂行にあたり、大雨、大雪、出水、強風、台風等に対しては、「清掃作業計画書」に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備をする等、防災体制を確立しておかなければならない。</p> <p><u>また、大雨、大雪、出水、強風、台風等の際には、工事現場の状況に応じ、監督職員の指示により初期点検及び詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。</u></p>	<p><b>1.4.6 防災対策</b></p> <p>受注者は、清掃業務の遂行にあたり、豪雨、豪雪、滞水等に対しては、「清掃作業計画書」に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備をする等、防災体制を確立しておかなければならない。</p>	<p>・記述の整理</p>	<p><u>変更</u></p>
			<p>(略)</p>

新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.4.9 交通安全管理</b></p> <p>1 受注者は、清掃用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に清掃業務に伴う損害を及ぼした場合は、清掃契約書第 <u>22</u> 条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、清掃業務車両による土砂等、資材及び機械などの輸送を伴う場合については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る清掃業務の履行に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第4号、平成26年5月26日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に清掃業務資機材等を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により清掃業務を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>5 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の「高速道路上工事の保安施設実施要領」に基づくほか、<b>設計図書</b>及び監督職員の<b>指示</b>に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>6 受注者は、首都高速道路上で清掃業務を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の<b>指示</b>に従わなければならない。</p> <p>7 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が<b>設計図書</b>に明記されていない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>8 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、<b>確認</b>の記録を整備しなければならない。なお、監督職員から<b>指示</b>があった場合は、速やかに<b>提示</b>すること。</p>	<p><b>1.4.9 交通安全管理</b></p> <p>1 受注者は、清掃用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に清掃業務に伴う損害を及ぼした場合は、清掃契約書第 <u>18</u> 条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、清掃業務車両による土砂等、資材及び機械などの輸送を伴う場合については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る清掃業務の履行に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第4号、平成26年5月26日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に清掃業務資機材等を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により清掃業務を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>5 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の「高速道路上工事の保安施設実施要領」に基づくほか、<b>設計図書</b>及び監督職員の<b>指示</b>に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>6 受注者は、首都高速道路上で清掃業務を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の<b>指示</b>に従わなければならない。</p> <p>7 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が<b>設計図書</b>に明記されていない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>8 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、<b>確認</b>の記録を整備しなければならない。なお、監督職員から<b>指示</b>があった場合は、速やかに<b>提示</b>すること。</p>	<p>・契約書の改正反映</p>	<p><u>変更</u></p>
<p><b>1.4.10 安全・訓練等の実施</b></p> <p>1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達平成4年3月19日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室平成4年4月14日)に基づき、清掃業務の着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。<u>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施する事も出来る。</u></p> <p>(1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2)当該清掃業務内容等の周知徹底</p> <p>(3)土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底</p> <p>(4)当該清掃業務における現場組織図及び緊急時の体制の<b>確認</b></p> <p>(5)当該清掃業務における災害対策訓練</p> <p>(6)当該清掃業務現場で予想される事故対策</p> <p>(7)その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>2 受注者は、当該清掃業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を清掃作業計画書に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は作業日報等に記録し、監督職員の<b>請求</b>があった場合は直ちに<b>提示</b>するものとする。</p>	<p><b>1.4.10 安全・訓練等の実施</b></p> <p>1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達平成4年3月19日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室平成4年4月14日)に基づき、清掃業務の着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施する事も出来る。</p> <p>(1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2)当該清掃業務内容等の周知徹底</p> <p>(3)土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底</p> <p>(4)当該清掃業務における現場組織図及び緊急時の体制の<b>確認</b></p> <p>(5)当該清掃業務における災害対策訓練</p> <p>(6)当該清掃業務現場で予想される事故対策</p> <p>(7)その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>2 受注者は、当該清掃業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を清掃作業計画書に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は作業日報等に記録し、監督職員の<b>請求</b>があった場合は直ちに<b>提示</b>するものとする。</p>	<p>・文言の修正(国交省準拠)</p>	<p><u>変更</u></p>
			<p>(略)</p>

新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>1.5.4 検査に必要な費用</b>  清掃契約書第 <u>23</u> 条第 3 項に規定する「直接要する費用」とは、検査及び<b>立会</b>に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。</p>	<p><b>1.5.4 検査に必要な費用</b>  清掃契約書第 <del>19</del> 条第 3 項に規定する「直接要する費用」とは、検査及び<b>立会</b>に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。</p>	・契約書の改正反映	<a href="#">変更</a>
			(略)
<p><b>1.6.1 一般</b>  1 検査員等は、監督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。  (1) しゅん功検査  清掃契約書第 <u>23</u> 条第 2 項の規定に基づき、<b>施工指示書</b>により<b>指示</b>された清掃業務の終了を<b>確認</b>するための検査をいう。  2 総括監督員は、前項の検査に先立って、受注者に対して検査日を<b>通知</b>するものとする。</p>	<p><b>1.6.1 一般</b>  1 検査員等は、監督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。  (1) しゅん功検査  清掃契約書第 <del>19</del> 条第 2 項の規定に基づき、<b>施工指示書</b>により<b>指示</b>された清掃業務の終了を<b>確認</b>するための検査をいう。  2 総括監督員は、前項の検査に先立って、受注者に対して検査日を<b>通知</b>するものとする。</p>	・契約書の改正反映	<a href="#">変更</a>
<p><b>1.6.2 しゅん功検査</b>  1 検査責任者は、清掃契約書第 <u>23</u> 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<b>通知</b>するものとする。  2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の<b>提出</b>等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その<b>指示</b>に従わなければならない。  3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。  4 しゅん功検査の内容  検査員等は、清掃業務を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。  (1) 清掃業務の履行について、数量及び履行結果の検査を行う。  (2) 清掃業務管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。  5 立会人  (1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。  (2) 検査員等は、検査に当たり、当該清掃業務の受注者のほか、必要に応じ、当該清掃業務に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。  6 修補  (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めるときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。  (2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、修補指示書により修補を<b>指示</b>することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。  (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を<b>指示</b>することができる。この場合、修補完了後、監督職員の<b>確認</b>を受けなければならない。  (4) 受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を<b>提出</b>し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了通知書を検査責任者に<b>提出</b>し、検査責任者の再検査を受けなければならない。  (5) 受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を<b>指示</b>されたときは、<b>指示</b>された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を<b>提出</b>し、検査員等の<b>指示</b>する方法により修補完了の<b>確認</b>を受けなければならない。  (6) 受注者が、(5)の<b>指示</b>された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、清掃契約書第 22 条を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による<b>指示</b>の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	<p><b>1.6.2 しゅん功検査</b>  1 検査責任者は、清掃契約書第 <del>19</del> 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<b>通知</b>するものとする。  2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の<b>提出</b>等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その<b>指示</b>に従わなければならない。  3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。  4 しゅん功検査の内容  検査員等は、清掃業務を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。  (1) 清掃業務の履行について、数量及び履行結果の検査を行う。  (2) 清掃業務管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。  5 立会人  (1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。  (2) 検査員等は、検査に当たり、当該清掃業務の受注者のほか、必要に応じ、当該清掃業務に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。  6 修補  (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めるときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。  (2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、修補指示書により修補を<b>指示</b>することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。  (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を<b>指示</b>することができる。この場合、修補完了後、監督職員の<b>確認</b>を受けなければならない。  (4) 受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を<b>提出</b>し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了通知書を検査責任者に<b>提出</b>し、検査責任者の再検査を受けなければならない。  (5) 受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を<b>指示</b>されたときは、<b>指示</b>された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を<b>提出</b>し、検査員等の<b>指示</b>する方法により修補完了の<b>確認</b>を受けなければならない。  (6) 受注者が、(5)の<b>指示</b>された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、清掃契約書第 22 条を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による<b>指示</b>の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	・契約書の改正反映	<a href="#">変更</a>
			(略)

新：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2019年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><b>2.3.2 一般事項</b></p> <p>1 受注者は、排水施設清掃にあたり、事前に排水系統を調査しておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、高速道路下にある当社管理の排水柵、人孔及び排水管等について、管理区分を調査し<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、排水施設清掃にあたり、排水柵及び排水管等の排水施設の異常、損傷および損失等を発見したときは、速やかに監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>4 受注者は、排水施設清掃により発生した土砂及び泥土等は、路面上に飛散させてはならない。</p> <p>5 受注者は、清掃方法について<b>設計図書</b>に明示されていない場合は、主任監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>6 受注者は、作業を一般道路上で行う場合は、当該道路の道路管理者及び所轄警察署等と協議し許可条件を遵守しなければならない。</p> <p><u>7 受注者は高架部排水柵清掃、埋設部排水柵清掃、高架部排水管清掃、埋設部排水管清掃の完了後は、作業日報、作業記録写真、作業記録写真の電子データのプロパティ、ETC 通行履歴を速やかに提出しなければならない。ただし、発注者が指定するシステムにより作業報告書（移動軌跡記録）に写真を添付して提出する場合には、作業記録写真の電子データの提出は必要ない。</u></p> <p><u>8 受注者は高架部排水柵清掃、埋設部排水柵清掃、高架部排水管清掃、埋設部排水管清掃の実施にあたっては、実施日ごとに作業位置図を作成しなければならない。</u></p>	<p><b>2.3.2 一般事項</b></p> <p>1 受注者は、排水施設清掃にあたり、事前に排水系統を調査しておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、高速道路下にある当社管理の排水柵、人孔及び排水管等について、管理区分を調査し<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、排水施設清掃にあたり、排水柵及び排水管等の排水施設の異常、損傷および損失等を発見したときは、速やかに監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>4 受注者は、排水施設清掃により発生した土砂及び泥土等は、路面上に飛散させてはならない。</p> <p>5 受注者は、清掃方法について<b>設計図書</b>に明示されていない場合は、主任監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>6 受注者は、作業を一般道路上で行う場合は、当該道路の道路管理者及び所轄警察署等と協議し許可条件を遵守しなければならない。</p>	<p>・2020年1月15日事務連絡「道路清掃業務における不正再発防止策について（災害（サイゼン）の活用）：補修推進課」の反映</p>	<p><u>追加</u></p>
			<p>(略)</p>
<p><b>3.5 積雪凍結対策作業の終了</b></p> <p>1 受注者は、毎月の積雪凍結対策作業が終了したときは、清掃契約書第 <b>23</b> 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 積雪凍結対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。</p> <p>(1) <b>指示</b>されたが積雪凍結対策作業が全て終了していること。</p> <p>(2) 清掃契約書第 <b>23</b> 条第 4 項に規定する修補が終了していること。</p> <p>(3) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。</p> <p>イ <b>施工指示書</b></p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 清掃作業計画書(積雪凍結対策作業計画)</p> <p>ニ 積雪凍結対策作業打合せ簿</p> <p>ホ 積雪凍結対策確認書(写し)及び緊急応急対策(積雪凍結対策)出動報告確認簿(写し)</p> <p>ヘ 支給材料及び貸与品に関する書類</p> <p>ト その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	<p><b>3.5 積雪凍結対策作業の終了</b></p> <p>1 受注者は、毎月の積雪凍結対策作業が終了したときは、清掃契約書第 <del>19</del> 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 積雪凍結対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。</p> <p>(1) <b>指示</b>されたが積雪凍結対策作業が全て終了していること。</p> <p>(2) 清掃契約書第 <del>19</del> 条第 4 項に規定する修補が終了していること。</p> <p>(3) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。</p> <p>イ <b>施工指示書</b></p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 清掃作業計画書(積雪凍結対策作業計画)</p> <p>ニ 積雪凍結対策作業打合せ簿</p> <p>ホ 積雪凍結対策確認書(写し)及び緊急応急対策(積雪凍結対策)出動報告確認簿(写し)</p> <p>ヘ 支給材料及び貸与品に関する書類</p> <p>ト その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	<p>・契約書の改正反映</p>	<p><u>変更</u></p>
			<p>(略)</p>